

■自動積立定額郵便貯金（オート定額郵便貯金）

商 品 名	自動積立定額郵便貯金（オート定額郵便貯金） ※自動積立定額郵便貯金（オート定額郵便貯金）は全て預入の日から起算して10年経過し、通常郵便貯金となっています。
ご 利 用 いただける方	個人及び法人その他の団体 ※平成19年10月以降は、新規のお申込みを受け付けておりません。
積 立 期 間	最初の積立日から6年以内 ※平成19年10月以降は、自動積立預入は行いません。
据 置 期 間	預入の日から起算して6か月 ※預入日から起算して10年経過後は通常郵便貯金となります。
積 立 金 額	●1,000円以上、1,000円単位 ●1口の預入金額は、1,000円、5,000円、1万円、5万円、10万円、50万円、100万円、300万円のうち預入金額が割り切れる最大の金額が適用されます。 ※1口の預入金額によっては、利子額、税額の計算上、受取金額が異なる場合があります。
払 戻 方 法	郵便局の貯金窓口又は株式会社ゆうちょ銀行本支店若しくは出張所の窓口で払戻しできます。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料の提示を求める場合があります。
利 率	預入時の日本郵政公社が定めた利率を約定利率として預入から最長10年間適用します。 ※預入の日から起算して10年経過後は通常郵便貯金の利率を適用します。
利 子 計 算	●月割計算 ●半年複利 ※預入後3年までは、6か月ごとの段階利率となっており、預入から払戻しまでの期間に応じた利率を預入時にさかのぼって適用します。 ※預入日から起算して10年経過後は通常郵便貯金となり、毎年3月末を区切って、4月1日に利子を元金に加えます。
利 子 課 税	●個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成24年12月31日までに満期を迎えた貯金は20%の源泉分離課税 ●法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）
付 加 可 能 特 約 事 項	払戻しの請求の際、請求書への記名押印に加え暗証番号を入力することにより印鑑照合及び暗証照合を行う取扱い（暗証番号必須取扱い）がご利用いただけます。 ※平成29年1月以降は、新規のお申込みを受け付けておりません。
そ の 他	この貯金の払戻し及びその利子の支払いについては、国（政府）が保証します。 ※この貯金には、自動積立預入規定その他関係規定が適用されます。 ※詳しくは、郵便局の貯金窓口又は株式会社ゆうちょ銀行本支店若しくは出張所の窓口におたずねください。

平成29年9月30日現在